

早稲田大学グローバルCOE研究グループ による「知的財産権に関する国際私法原則 (日韓共同提案)」

日韓共同提案における一般規定

野村美明

○崔：では、大阪大学の野村美明教授より、この共同提案の一般規定（General Provision）について解説をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○野村：崔先生ありがとうございます。野村でございます。朝のKur先生のお話を聞いていて、日韓でこの原則をつくって、当然と思って気づかなかつたけれども、ひょっとして、アジアに向けたモデル法ならば、当然言っておかなければ、明確にしておかなければいけないことが幾つかあるということに気がつきました。それが、日韓の大学教授とか法律家でありまして、どうしても、例えば国際私法における当事者自治と尊重というのは、これは当然のことだと思っ、明確にはしていないのですけれども、アジアの国の中では、準拠法選択における当事者の自治というのを認めていない国もありますので、この辺はさすがにヨーロッパ、いろいろな考えの方がおられますので、日韓でつくった原則よりも、より前提を明らかにされている点ですぐれていると思いました。

そのほかにも、例えば裁判管轄においても、当事者間の公平というの、日韓ともに当然だということで、明確にはしておりませんし、外国判決の承認につきましても、大体同等の条件で下

された判決ならば承認するという、判決の承認における等価性といいますか、Principle of Equivalenceというようなものも、日韓の原則では、それを前提に考えていたということが、今朝のKur先生のご報告を聞いていて気がつきましたので、補足しておきたいと思います。

私の今からのお話は、もっぱら条文の101条、102条、103条の、このブラケットを中心に話をしたいと思います。ただ、日本以外の参加者で英語を見ておられる方に申しわけないのですが、翻訳については、我々の共同作業の間でそんなに議論をしたわけではございませんので、英語の訳はオフィシャルではないということ、これに注意をしていただきたいと思います。オフィシャル・ランゲージは日本語と韓国語でございますので、英語の翻訳を見られて、分かりにくいというようなことがあれば、また我々、今後分かりやすいように直していく機会もあるのではないかと考えております。

今朝のご報告で、Rita Matulionyte先生が、ディスクレイマーを幾つか付けられましたけれども、Rita先生のディスクレイマーと、全く反対のディスクレイマーを私は付けなくてはいけない。今から私がお話しするのは、私個人の見解ではなく、この共同研究を通じて、みんなで合意をした内容であるということ。とはいう

ものの、私個人の誤解とか、思い込みで、私の意見を言ってしまう場合があるかもしれませんが、そのときは一緒に研究をした先生方から、注意をしていただきたいと思います。

それでは101条の目的と適応範囲につきまして、ここでは2つ、指摘をしたいと思います。1つ目は、第1項の原則を定めるということですが、これについては木柵先生の方から、先ほど詳しく説明があったところですが、Kur先生のお話を聞いておまして、大体CLIP原則と同じような考えに立っているのではないかと思います。特に、当初は紛争、Disputeに適用されるような原則というように考えておったのを、より広く、渉外的な生活関係に適用できるようなものにしようというように、軌道修正をいたしましたので、Kur先生が言われたような、例えば契約交渉の際とかにも、当事者がガイドラインとして参照できるような内容にするということを考えている。これが原則の意味でございます。

次に第2項について、特に国境を越えた事例について適用すると、こういうように規定しております。この国境を越えたというのは、まさに日本及び韓国の国際私法で共通の理解となっております。渉外性を持ったとか、外国的要素を持ったということ、言いかえたものでございます。

101条につきましては、ほかにもいろいろございますけれども、私の担当は一般規定でありまして、その後の裁判管轄、承認執行、それから準拠法のところにたくさんの規定がございますので、時間を節約するために、次に102条に参らせていただきます。

102条は幾つかの定義を置いておりますが、注目すべき点が3点ございます。

1点目は、これはCLIPの原則とも最終的に一致するところだと思いますが、知的財産権というのは非常に広く定義をしている点でございます。Kur先生が、原則的な規定を準用されると言われた、恐らく営業秘密であるとかのところが、我々のところでは、定義の中に含めてしまっ

ていると。表面的には違いがありますが、最終的な結果というのは、CLIPの原則と大差がないのではないかと考えております。これが1つ目です。

2つ目ですけれども、102条の3項のところで、登録知的財産権と非登録知的財産権というのを分けて定義をしております。非登録知的財産権といいますのは、代表的には著作権のようなものですし、登録知的財産権の方は、我々の日韓共同提案では、特許権のようなものをイメージしております。

3つ目の定義のポイントですが、第6項で常居所地を定義したところでございます。これは1つには、当事者の主たる事務所、営業所というものを含めている。それプラス、当事者が相当長期間居住することが明らかな地というふうに定義をできてしまっております。ここは定義を置くべきかどうかとの議論があったところですが、結局、定義を置くことにいたしました。

102条については以上でございます。すみませんが、102条について少し追加で、先ほどの登録と非登録というところの「登録」という言葉ですが、これを付加的に説明させていただきますが、この登録国と、後で出てまいります保護国という言葉です。登録国法、保護国法については、後で準拠法のところで説明があると思いますが、一般的に、保護国法と登録国法を違うものとして考えているわけではなく、保護国法が登録国法の上位概念であるというように理解して、ずっと案をつくっているということ、補足させていただきたいと思います。

最後に103条について。まず第1項でございますが、第1項でねらっておりますことは2つあります。1つ目は、国際裁判管轄と国際私法の準拠法のルールというのは区別されるべきであるということです。これも日本と韓国にとっては当然のことなのですが、当然ではないアジアの諸国もあることを考えて、この1項を置くことによって区別をしてもらおうという意図が含まれております。

2つ目は、国際裁判管轄を有する法廷地国が、本原則で示された準拠法の原則に従って、実質法を提供することによって承認のプロセスというのスムーズに行くのではないかと。こういうことも期待されております。

次に第2項ですが、第2項がねらっておりますのも2点ございます。第1点目は、法廷地国が、準拠法が本原則に従った場合に外国法になるという理由から、訴えを却下したり、請求を棄却するという。これも日本とか韓国では、原則ないことになっておりますが、やはりこれも共通の理解を得るために、モデル原則として、この点を強調したいと思いましたので、これを入れてございます。

この第2項によりまして、2つ目の、例えば具体例として、日本の最高裁の判例が非常に明確な例になると思いますので、最後に挙げさせていただきますと、2002年の最高裁の判決で、日本では厳しい批判にさらされておりましたが、英語訳があちこちに公表されておりますので引用させていただきますと、これは日本では「FMカードリーダー事件」といわれているもので、当事者名で表示すると藤本対ニューロン株式会社というものであります。これは、藤本さんというのは個人ですし、日本国籍を有する個人で、恐らく日本に住所があったんだと思いますが、それと日本に主たる営業所を有する日本の会社との紛争でございます。最高裁は結局のところ、特

許権に基づく差止とか廃棄の請求につきましては、特許権が登録された国の法を適用すべきだという解釈を明らかにしました。本件の事案によりまして、争われていた特許権が登録された地というのはアメリカ合衆国でございましたので、原則として、日本の最高裁は外国の特許権に基づく差止とか廃棄請求については当該外国の特許法を適用するという国際私法の原則を解釈上明らかにしたものだといえます。

そうしますと、当事者が両方日本の関係者であります。しかし、準拠法が外国法であるというような場合が、日本では既に起こっておるわけでありましてけれども、こういうような場合は、まず1つは、当事者が日本の関係者だからといって、日本法が適用されるわけではない。もちろん、外国法が適用されるからといって、日本で裁判されないわけではない。藤本対ニューロンのケースを少しずつ修正していきますと、103条の2項とか1項で適用される具体的な事例というのが明らかになるかと思いましたので、例えばこういうような事例を用いて、外国法の、特に外国の特許法の適用というのと、それから国際裁判管轄の問題というのを具体的に考えてみればどうかと思っております。

私の報告は、ちょうど15分たちましたので、続く、より詳しい規定の説明者に回したいと思っておりますので、これに終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。(拍手)

日韓共同提案における国際裁判管轄権

中野俊一郎

○崔：ありがとうございました。時間を節約していただきありがとうございます。

続いて、神戸大学の中野俊一郎教授より、国際裁判管轄権についての解説をしていただきます。よろしくお祈いします。

○中野：中野でございます。今日この場で、皆様方と意見交換できますことを大変うれしく思

います。コーディネーターとしてご尽力くださいました木柵先生には、心より御礼を申し上げます。

私の担当は国際裁判管轄の部分であります。皆様よくご存じのとおり、この問題につきましては、英米法型の考え方と大陸法型の考え方の間に、大きな違いがあります。また日韓の間にも違いがあります。つまり韓国では、国際私法